

## 福岡県地場産業等活性化補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 福岡県地場産業等活性化補助金(以下「補助金」という。)の交付については、福岡県補助金等交付規則(昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、「地場産業」、「中小企業者」、「組合等」、「地域グループ」及び「地場産業の活性化」とは次の各号に定めるところによる。

- (1) 「地場産業」とは、歴史、風土、経営資源等により地域に根ざした中小企業群であって、単一若しくは複数の市区町村の区域において該当業種に占める工業出荷額が5億円以上である業種、単一若しくは複数の市区町村の区域において工業出荷額若しくは中小企業数の10%以上を占める業種又は該当業種及び関連業種の中小企業数が10者以上の企業の集まりをいう。
- (2) 「中小企業者」とは、以下のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者
  - イ 企業組合又は協業組合
- (3) 「組合等」とは、以下のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会
  - イ 商工組合
  - ウ 酒造組合、酒造組合連合会又は酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの
  - エ 水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会
  - オ 一般社団法人又は一般財団法人であって、地域中小企業の振興を図る事業の実施主体として適当と認められる法人(以下「地域公益法人」という。)
  - カ その他知事が適当と認める団体
- (4) 「地域グループ」とは、4以上の中小企業者を主とするグループ(中心となる者の主たる事業所が福岡県内にあることを要する)であって、知事が適当と認めるものをいう。
- (5) 「地場産業の活性化」とは、以下のいずれかに該当する事業により、地域中小企業の事業活動の効率化及び新たな事業展開の容易化が図られ、地場産業に係る工業出荷額、中小企業数又は雇用者数が増加すること又はこれらの減少傾向が軽減されることをいう。
  - ア 新たな技術、生産又は商品の開発並びに導入
  - イ 新たな販路開拓及び販売並びに経営方式の開発又は導入
  - ウ 地場産業に関連を有する新たな事業分野での事業の開始
  - エ 地場産業に関連する新規創業・起業化

### (補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、中小企業者及び組合等が行う次の各号に掲げる事業(以下「補助事業」という。)に要する経費について、必要な経費の一部を補助することにより、地場産業に属する地域中小企業の事業活動の効率化及び新たな事業展開の容易化等が図られ、地場産業の活性化及び地域中小企業の振興に寄与することを目的とする。

(1) 地域中小企業創造力形成事業

地場産業の振興に寄与するものとして認められる地域中小企業に関する計画に従って行われる以下の事業

ア 新商品開発能力育成等事業

組合等が、経済環境の変化、需要構造の変化、技術革新の進展等に対処するために行う別記1に定める新商品・新技術開発等の事業

イ 地域人材確保・養成事業

組合等が、地場産業に係る地域人材定着の促進、人材確保・養成を図ることを目的として行う別記2に定める講習会の開催、研修等の事業

ウ 地場産品展示・普及等支援事業

組合等が、地場産業の製品等を広く流通業者・消費者に紹介する事業及び地域中小企業の商品開発意欲等を増進するために行う別記3に定める展示会等を開催する事業

(2) 地域資源等活用型起業化等事業

中小企業者又は組合等が地域資源等を活用し起業化のために行う別記4に定める情報収集、能力開発、市場開拓等の事業

(3) 大川インテリア産業新事業促進事業

大川インテリア産業の新たなブランド創出につながると認められる別記5に定める事業

(4) 伝統工芸インバウンド対応促進事業

海外需要の取り込みに資すると認められる別記6に定める人材育成、需要開拓、情報発信・PR、意匠・商品開発等の事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者、又は組合等は補助金の交付の対象とはしない。

(1) 暴力団員

(2) 暴力団員が役員となっている組合等

(3) 暴力団又は暴力団と密接な関係を有する組合等

(補助金の交付の対象)

第4条 補助金は、中小企業者及び組合等が前条の補助事業を行うために必要な経費であって、別表「補助対象経費」に掲げるもののうち、知事が必要かつ相当と認めるものについて、予算の範囲内において交付する。

2 ただし、前条1項第4号の事業に係る補助対象者については次のとおり定める。

(1) 経済産業大臣の指定する伝統的工芸品の産地組合

(2) 第2条第3号オに定める法人のうち、本県伝統的工芸品等産業の振興を図る事業の実施主体として相当と認められる法人

(補助率)

第5条 県が交付する補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の5分の2以内とする。

ただし、第3条第3号及び第4号の事業に対しては、2分の1以内とする。

(補助金の交付の申請)

第6条 規則第3条に規定する交付申請は、様式第1号によるものとし、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするにあたって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として

控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りではない。

（補助金の交付の決定）

第7条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、規則第4条の規定に基づく交付の決定を行うものとする。ただし、前条第2項により補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該仕入れに係る消費税等相当額を減額するものとする。

- 2 知事は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 3 規則第6条に規定する交付決定通知は様式第2号による。

（申請の取下げ）

第8条 規則第7条第1項に規定する知事が定める期日は、交付決定の通知を受けた日から10日以内とする。

（補助事業の計画変更の承認）

第9条 補助事業者は、補助事業（補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ、様式第3号による変更交付申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

- 2 前項に定める軽微な変更とは、補助事業に要する経費の区分のうち事業区分（補助対象経費中最小の事業区分をいう。）ごとの各経費配分間の配分額の20パーセント以内の金額の変更をしようとする場合をいう。
- 3 規則第4条の規定は、前項の申請を受けて交付決定の内容等の変更を決定する場合に準用する。

（補助事業の中止又は廃止）

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、様式第4号による補助事業の中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の承認に際し、必要に応じ条件を付し、これを変更することができる。

（補助事業遅延等の報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、様式第5号による補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第12条 規則第11条に規定する状況報告は、様式第6号によるものとし、9月30日現在における補助事業の遂行状況について、10月15日までに報告するものとする。

（実績報告）

第13条 規則第13条に規定する実績報告は、様式第7号によるものとし、その期限は、

補助事業が完了した日（第9条の規定による補助事業の廃止の承認を受けた日を含む。）から25日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日とする。

- 2 補助事業の実施期間内において会計年度が終了したときは、翌年度4月25日までに前項に準ずる報告書を提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、前項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、当該仕入れに係る消費税等相当額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第14条 知事は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条に基づく承認をした場合は、その変更された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

- 2 規則第17条第1項及び第2項に規定する返還の期限は当該返還命令の日から20日以内とする。

（補助金の支払の請求）

第15条 補助事業者は、補助金の概算払又は精算払を受けようとするときは、様式第8号による請求書を知事に提出しなければならない。

（補助金に係る経理）

第16条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類等を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（仕入れに係る消費税等相当額の確定に伴う補助金の返還）

第17条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、様式第9号により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該仕入れに係る消費税等相当額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

（財産の管理及び処分）

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後も、様式第10号による取得財産等管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 補助事業者は、規則第20条の規定による財産、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産の処分については、様式第11号による申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。この場合において、知事は、当該財産が別に定める期間を経過している場合を除き、補助事業者が取得財産の処分をすることにより、収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させるものとする。
- 3 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

（実施結果の企業化）

第19条 第3条第1項に定める事業を実施する補助事業者は、その実施の結果の企業化に努めなければならない。

2 前項の補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間（ただし、第3条第1項第1号ア又は同条同項同号イの事業を主として行うものについては1年間）、毎会計年度終了後20日以内に当該補助事業に係る企業化等状況について、様式第12号による報告書を知事に提出しなければならない。

3 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る会計年度の終了後3年間保存しなければならない。

（産業財産権等に関する届出）

第20条 補助事業者が、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権又は意匠権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業年度又は補助事業年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく様式第13号による届出書にその旨を記載し届け出なければならない。

（収益納付）

第21条 知事は、第19条第2項の規定により提出された報告書により、補助事業者が当該補助事業の実施結果の企業化が生じたと認めるとき又は第20条の規定により提出された届出書により、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定若しくはその他当該補助事業の実施結果の他への供与による収益が生じたと認めるときは、当該収益に補助率を乗じた額の範囲内で当該補助事業に補助金を交付した補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

（成果の発表）

第22条 知事は、補助事業により行った事業の成果について必要があると認めるときは、補助事業者に発表させることができるものとする。

附 則

この要綱は、平成7年8月28日から施行し、平成7年度から令和9年度までに交付する補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成10年8月6日から施行し、平成10年度から平成11年度までに交付する補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成11年7月30日から施行し、平成11年度に交付する補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行し、改正後の福岡県地場産業等活性化補助金交付要綱の規定は、平成12年度から平成16年度までに交付する補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成13年6月8日から施行し、改正後の福岡県地場産業等活性化補助

金交付要綱の規定は、平成13年度から平成16年度までに交付する補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行し、改正後の福岡県地場産業等活性化補助金交付要綱の規定は、平成15年度から平成16年度までに交付する補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行し、平成16年度に係る補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成17年5月31日から施行し、改正後の福岡県地場産業等活性化補助金交付要綱の規定は、平成17年度から平成21年度までに交付する補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、改正後の福岡県地場産業等活性化補助金交付要綱の規定は、平成22年度から平成24年度までに交付する補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、改正後の福岡県地場産業等活性化補助金交付要綱の規定は、平成25年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、改正後の福岡県地場産業等活性化補助金交付要綱の規定は、平成28年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、改正後の福岡県地場産業等活性化補助金交付要綱の規定は、平成31年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行し、改正後の福岡県地場産業等活性化補助金交付要綱の規定は、令和2年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、改正後の福岡県地場産業等活性化補助金交付要綱の規定は、令和4年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、改正後の福岡県地場産業等活性化補助金交付要綱の規定は、令和7年度の事業から適用する。

## 新商品開発能力育成等事業

新商品開発能力育成等事業とは、次のいずれかに該当する事業をいう。

- 1 新商品開発能力育成を目的として行う次の事業
  - ① 新商品又は新技術の研究開発に係る需要調査、当該研究開発に係る既存商品又は既存技術の調査分析若しくは新商品又は新技術の開発のための方法等に関し指導を受ける事業
  - ② 新商品又は新技術の開発に係る研究開発（試作、デザイン研究開発等を含む。）
  - ③ 開発された新商品又は新技術の品評会の開催
  - ④ 共同輸送、共同配送事業等地域中小企業者共同利用施設に関する調査研究事業
- 2 地元大学等との連携強化を目的として行う次の事業  
地域中小企業と地元大学等が持つ技術シーズを円滑に結びつけるため、地元大学の研究室等との共同研究、共同技術開発又は地元大学等へ研究委託する事業及び大学、研究機関又は企業の研究者、技術者等をアドバイザーとして招へいして技術力、経営ノウハウの移転を促進するために行う事業
- 3 デザインの高度化を目的として行う次の事業
  - ① デザイナー、技術者、学識経験者、流通関係者、公設試験研究機関等からなる開発委員会で、開発しようとする製品に係る消費者ニーズを把握するため、実態調査、資料分析等を行うことにより、パイロットデザイン・試作品開発のための基本的方向を検討する事業
  - ② 開発需要調査の結果を踏まえ、デザインの開発又は高付加価値商品に係る技術開発に積極的に取り組んでいる専門家への委嘱又は一定期間、実施主体が招へいして、開発計画書の作成、ラフスケッチ・図面等に基づく原型モデルの作成、製品の試作等を行う事業
  - ③ 試作品を開発委員会で評価・検討し、改良すべき事項を整理するとともに、必要な改良を加える事業
  - ④ 新製品を消費地等で展示・公開し、消費者ニーズの把握と新商品の普及の一助とする事業
- 4 他の地域の中小企業、研究機関等と技術交流等を行い、地域中小企業者への技術移転を促進する事業
- 5 その他新商品開発能力育成等事業として知事が適当と認めた事業

地域人材確保・養成事業

地域人材確保・養成事業とは、次のいずれかに該当する事業をいう。

1. 地域人材定着促進、人材確保・養成を目的として行う次の事業

技術力、企画力に富み、リーダーシップを持った人材の確保・養成を図るとともに、地域に活力をもたらす若者の定着を促進するために、人材確保等企画実行委員会の運営、地域中小企業の企業情報作成・提供、就職フォーラムの開催、地域中小企業向け人材名簿の作成等の事業

2. 地域特性形成を目的として行う次の事業

地域に存在する地域特性の発掘や新たなシンボル作り等を通じた地域ブランドの確立、地域のイメージの向上を図るため、地域中小企業の商品企画力やマーケティング力の強化等を支援する地域特性形成委員会の開催、調査研究、地域のイメージ作りのためのC I活動等の事業（ただし、当該組合等の構成員の大部分が地場産業の存在する地域内に所在する（組合等が地域公益法人である場合を除く。））ものであり、当該地域全域にわたる地域ブランドの確立、地域イメージの向上を図ることかできるものとして知事が適当と認めた組合等が実施する事業に限る。）

3. 人材養成を目的として行う次の事業

- ① 地城中小企業者及びその後継者並びに従業員に対する経営の手法及び営業の手法の開発の研修等を行う事業
- ② 地城中小企業者及びその後継者並びに従業員に対する技術の習得等を行う事業

4. 経営能力強化推進を目的として行う次の事業

- ① 学識経験者、地場産業振興センター等の関係者、地方自治体関係者からなる検討委員会で、当該組合等が経営基盤の充実を図るため実施するセミナーの講師、テーマ、カリキュラム等の決定及び経営相談室の開催についての基本方針を検討する事業
- ② 検討委員会の基本方針を踏まえ、テーマの内容に深い学識、経験を有する専門家等に講師を依頼して、経営能力強化セミナー（研究、パネルディスカッション、講座等）を開催する事業
- ③ 経営者が直面する個別・具体的な問題に対して適切なアドバイスを行う、一日経営相談室を必要に応じて開催する事業

5. 消費地情報、人材情報等の各種情報を収集し、地域中小企業への提供を行う事業や地場産業の製品の展示・普及を支援する事業等により、地場産業の情報の受発信機能の強化を図ることを目的として、地域公益法人が地域中小企業の振興に資するために行う次の事業

- ① 地城中小企業者の情報ニーズを把握するための調査研究
- ② 地城中小企業者の振興に有効な情報の収集、分析及び創出
- ③ ①～②に掲げる創出事業の実施に必要な設備等の整備を行う事業

6. 地場産業振興センター等の職員に対して、研修会及び各企業の体験研修等を行うことにより、地域中小企業の経営・運営等の指導者としての資質の向上を図る事業

7. その他地域人材確保・養成事業として知事が適当と認めた事業

## 別記 3

### 地場産品展示・普及等支援事業

地場産品展示・普及等支援事業とは、需要開拓を目的として行う次の事業をいう。

- 1 展示会の開催又は見本市への参加
- 2 需要開拓指導等
  - ① 専門コンサルタントの委嘱等により需要開拓に関する調査及び指導
  - ② 広報及び品質表示等の事業
- 3 情報ネットワーク事業  
実施主体が、地域中小企業の新商品開発や販路の開拓等を支援するため、各地の地場産業振興センター等とオンラインで情報交換を行うために必要な経費
- 4 その他地場産品展示・普及等支援事業として知事が適当と認めた事業

#### 別記 4

##### 地域資源等活用型起業化等事業

地域資源等活用型起業化等事業とは、次のいずれかに該当する事業をいう。

- 1 商品・デザイン・技術開発及び改良事業
- 2 情報収集・処理・提供事業
- 3 市場開拓事業（事業化段階における集中的販売促進事業を含む。）
- 4 能力開発・研修事業
- 5 その他地域資源等活用型起業化等事業として知事が適当と認めた事業

## 別記 5

### 大川インテリア産業新事業促進事業

大川インテリア産業新事業促進事業とは、大川インテリア産業の新たなブランド創出につながると認められる次のいずれかに該当する事業をいう。

- 1 新事業展開や新分野進出を目的として行う次の事業  
技術などの資源を活かし、他の企業との連携等によって新たな事業展開や新たな分野への進出に取り組む事業。
- 2 商品力強化や新商品開発を目的として行う次の事業  
専門家等の助言や企業間連携により、デザインの改良、開発や新たな素材による試作品作成等に取り組む事業。
- 3 需要開拓を目的として行う次の事業  
販路開拓を視野に入れた商談会や展示会への出展やネット販売等に取り組む事業
- 4 その他上記の事業に準じ、大川インテリア産業新事業促進事業として知事が適当と認めた事業

### 伝統工芸インバウンド対応促進事業

伝統工芸インバウンド対応促進事業とは、海外需要の取り込みに資すると認められる次のいずれかに該当する事業をいう。

- 1 人材育成を目的として行う次の事業  
外国人観光客の受入のための講習会の開催、視察派遣等を行う事業
- 2 需要開拓を目的として行う次の事業
  - ① 外国人観光客、留学生や在留外国人を対象とした展示会、実演会、製作体験、コンクールの実施等を行う事業
  - ② 海外向け販路開拓を視野に入れた商談会の開催や展示会への出展等を行う事業
- 3 情報発信やPRを目的として行う次の事業
  - ① 海外向け情報発信のためのパンフレット製作やホームページの整備等を行う事業
  - ② 受入施設における表示の多言語化対応、音声ガイドの整備等を行う事業
  - ③ 海外向け普及啓発を目的としたイベント等の開催を行う事業
- 4 意匠・商品開発を目的として行う次の事業  
海外への販路開拓のために行う、専門家等を活用した新商品開発や試験、求評会の実施等を行う事業
- 5 その他伝統工芸インバウンド対応促進事業として知事が適当と認めた事業

別表(第4条関係)

## 補助対象経費

事業区分	補助対象経費		
	経費区分	内容	
(1) 地域中小企業創造力形成事業	ア 新商品開発能力育成等事業	謝金	委員謝金、専門家謝金、講師謝金
		旅費	委員旅費、専門家旅費、講師旅費、職員旅費
		庁費	原材料費、機械装置又は工具器具購入費、製造・改良又は据付けに要する経費、外注加工費、コンサルタント雇用料、会議費、会場借料、会場整備費、デザイン料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、調査研究費、広告宣伝費、通訳料、翻訳料、消耗品費、雑役務費、機械器具借料及び損料、資料作成費、原稿料、保険料
		委託費	新商品開発能力育成等事業の一部を委託する経費
	イ 地域人材確保・養成事業	謝金	委員謝金、専門家謝金、講師謝金、実習起業謝金
		旅費	委員旅費、専門家旅費、講師旅費、職員旅費、研修旅費
		庁費	会議費、会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、資料作成費、教材費、通信運搬費、調査研究費、広告宣伝費、消耗品費、雑役務費、原稿料、受講料、設備の賃借料及び保守料、プロバイダー契約料、プロバイダー使用料、ホームページ作成費、回線使用料
		委託費	地域人材確保・養成事業の一部を委託する経費
	ウ 地場産品展示等支援事業	謝金	委員謝金、専門家謝金、講師謝金
		旅費	委員旅費、専門家旅費、講師旅費、職員旅費
		庁費	会議費、会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、資料作成費、通信運搬費、教材費、調査研究費、広告宣伝費、通訳料、翻訳料、消耗品費、雑役務費、検査器具購入費、保険料
		委託費	地場産品展示・普及等支援事業の一部を委託する経費
(2) 地域資源等活用型起業化等事業	謝金	委員謝金、専門家謝金、講師謝金、実習企業謝金、デザイナー等謝金、消費者モニター謝金、審査委員謝金	
	旅費	委員旅費、専門家旅費、講師旅費、研修旅費、職員旅費、デザイナー等旅費、消費者モニター旅費、審査委員旅費、海外調査旅費(滞在費含む。)	
	庁費	原材料費、機械装置又は工具器具購入費、製造・改良又は据付けに要する経費、外注加工費、コンサルタント雇用料、会議費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、調査研究費、広告宣伝費、通訳料、翻訳料、消耗品費、雑役務費、検査器具購入費、会場整備費、原稿料、受講料、デザイン料、機械器具借料及び損料、フィルム購入費、交通費、資料作成費、車両借上料、保険料、通訳雇費、通関諸費、分析試験費、型代、統一ブランド作成費、モニター用試作品費、ショー開催費	
	委託費	地域資源等活用型起業化等事業の一部又は全部を委託する経費	
(3) 大川インテリア産業新事業促進事業	謝金	委員謝金、専門家謝金、講師謝金、実習企業謝金、デザイナー等謝金、消費者モニター謝金、審査委員謝金	
	旅費	委員旅費、専門家旅費、講師旅費、研修旅費、職員旅費、デザイナー等旅費、消費者モニター旅費、審査委員旅費、海外調査旅費(滞在費含む。)	
	庁費	原材料費、機械装置又は工具器具購入費、製造・改良又は据付けに要する経費、外注加工費、コンサルタント雇用料、会議費、会場借料、印刷製本費、プロバイダー契約料、プロバイダー使用料、ホームページ作成費、回線使用料、資料購入費、通信運搬費、調査研究費、広告宣伝費、通訳料、翻訳料、消耗品費、雑役務費、検査器具購入費、会場整備費、原稿料、受講料、デザイン料、機械器具借料及び損料、フィルム購入費、交通費、資料作成費、車両借上料、保険料、通訳雇費、通関諸費、分析試験費、型代、ブランド作成費、モニター用試作品費、ショー開催費	
	委託費	大川インテリア産業新事業促進事業の一部を委託する経費	

(4) 伝統工芸インバウンド 対応促進事業	謝 金	委員謝金、専門家謝金、講師謝金、実習企業謝金、デザイナー等謝金、消費者モニター謝金、審査委員謝金
	旅 費	委員旅費、専門家旅費、講師旅費、研修旅費、職員旅費、デザイナー等旅費、消費者モニター旅費、審査委員旅費、海外調査旅費（滞在費含む。）
	庁 費	原材料費、機械装置又は工具器具購入費、製造・改良又は据付けに要する経費、外注加工費、コンサルタント雇用料、会議費、会場借料、印刷製本費、プロパティ契約料、プロパティ使用料、ホームページ作成費、回線使用料、資料購入費、通信運搬費、調査研究費、広告宣伝費、通訳料、翻訳料、消耗品費、雑役務費、検査器具購入費、会場整備費、原稿料、受講料、デザイン料、機械器具借料及び損料、フィルム購入費、交通費、資料作成費、車両借上料、保険料、通訳雇費、通関諸費、分析試験費、型代、プリント作成費、モニター用試作品費、ショー開催費
	委 託 費	伝統工芸インバウンド対応促進事業の一部を委託する経費

福 岡 県 知 事 殿

申請者住所

申請者氏名

（自署又は記名押印）

〇〇年度福岡県地場産業等活性化補助金交付申請書

標記補助金の交付について、福岡県地場産業等活性化補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の目的

2 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

補助事業に要する経費 金 円也

補助金交付申請額 金 円也

（注）交付申請書に次の算式を明記すること。

補助金所要額－仕入れに係る消費税等相当額＝補助金交付申請額

3 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分

別紙 補助事業計画書のとおり

4 補助事業完了予定期日 年 月 日

## 補助事業計画書

### (1) 地域中小企業創造力形成事業

#### ア 新商品開発能力育成等事業

##### 1 実施主体名称・代表者氏名

(※パンフレット、事業内容説明書等を添付のこと。)

(※実施主体が第2条第4号に定める「地域グループ」の場合は、以下にグループを構成するすべての事業所名、所在地、代表者氏名を記すこと)

##### 2 事業内容

実施テーマ名

必要性・期待される効果及び目標

事業実施方法

外部委託・委嘱の相手先概要、委託・委嘱内容

実施日程（開始予定日／完了予定日）

実施予定場所

##### 3 経費配分

	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金 交付申請額	備考
謝金				
旅費				
庁費				
委託費				
合計				

##### 4 評価に関する資料

(※1 個別実施テーマ・事業ごとに各一葉作成のこと。)

2 実施主体が任意グループの場合、下記事項を別紙にて添付のこと。

任意グループ規約、組織図

代表者選任方法及び意思決定方法

補助事業実施等に対する責任の所在（正副各1者記載のこと。)

参加企業概要（既存資料可、参加企業ごとに所在地、代表者、資本総額、従業員数、主たる生産品目・生産額、本事業における役割分担、現有施設（土地・建物等主要設備等）、企業略歴に係る資料）

イ 地域人材確保・養成事業費補助事業

1 実施主体名称・代表者氏名

(※パンフレット、事業内容説明書等を添付のこと。)

(※実施主体が第2条第4号に定める「地域グループ」の場合は、以下にグループを構成するすべての事業所名、所在地、代表者氏名を記すこと)

2 事業内容

実施テーマ名

必要性・期待される効果及び目標

事業実施方法

外部委託・委嘱の相手先概要、委託・委嘱内容

実施日程（開始予定日／完了予定日）

実施予定場所

3 経費配分

	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金 交付申請額	備考
謝金				
旅費				
庁費				
委託費				
合計				

4 評価に関する資料

(※1 個別実施テーマ・事業ごとに各一葉作成のこと。)

2 実施主体が任意グループの場合、下記事項を別紙にて添付のこと。

任意グループ規約、組織図

代表者選任方法及び意思決定方法

補助事業実施等に対する責任の所在（正副各1者記載のこと。)

参加企業概要（既存資料可、参加企業ごとに所在地、代表者、資本総額、従業員数、主たる生産品目・生産額、本事業における役割分担、現有施設（土地・建物等主要設備等）、企業略歴に係る資料）

ウ 地場産品展示・普及等支援事業

1 実施主体名称・代表者氏名

(※パンフレット、事業内容説明書等を添付のこと。)

(※実施主体が第2条第4号に定める「地域グループ」の場合は、以下にグループを構成するすべての事業所名、所在地、代表者氏名を記すこと)

2 事業内容

実施テーマ名

必要性・期待される効果及び目標

事業実施方法

外部委託・委嘱の相手先概要、委託・委嘱内容

実施日程（開始予定日／完了予定日）

実施予定場所

3 経費配分

	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金 交付申請額	備考
謝金				
旅費				
庁費				
委託費				
合計				

4 評価に関する資料

(※1 個別実施テーマ・事業ごとに各一葉作成のこと。)

2 実施主体が任意グループの場合、下記事項を別紙にて添付のこと。

任意グループ規約、組織図

代表者選任方法及び意思決定方法

補助事業実施等に対する責任の所在（正副各1者記載のこと。)

参加企業概要（既存資料可、参加企業ごとに所在地、代表者、資本総額、従業員数、主たる生産品目・生産額、本事業における役割分担、現有施設（土地・建物等主要設備等）、企業略歴に係る資料）

(2) 地域資源等活用型起業化等事業

1 実施主体名称・代表者氏名

(※パンフレット、事業内容説明書等を添付のこと。)

(※実施主体が第2条第4号に定める「地域グループ」の場合は、以下にグループを構成するすべての事業所名、所在地、代表者氏名を記すこと)

2 事業内容

実施テーマ名

必要性・期待される効果及び目標

事業実施方法 (※事業実施内容を詳細に記載のこと。)

外部委託・委嘱の相手先概要、委託・委嘱内容

実施日程 (開始予定日／完了予定日)

実施予定場所

3 経費配分

	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金 交付申請額	備考
謝金				
旅費				
庁費				
委託費				
合計				

4 評価に関する資料

(※1 個別実施テーマ・事業ごとに各一葉作成のこと。)

2 実施主体が任意グループの場合、下記事項を別紙にて添付のこと。 任意グループ規約、組織図

代表者選任方法及び意思決定方法

補助事業実施等に対する責任の所在 (正副各1者記載のこと。)

参加企業概要 (既存資料可、参加企業ごとに所在地、代表者、資本総額、従業員数、主たる生産品目・生産額、本事業における役割分担、現有施設 (土地・建物等主要設備等)、企業略歴に係る資料)

(3) 大川インテリア産業新事業促進事業

1 実施主体名称・代表者氏名

(※パンフレット、事業内容説明書等を添付のこと。)

(※実施主体が第2条第4号に定める「地域グループ」の場合は、以下にグループを構成するすべての事業所名、所在地、代表者氏名を記すこと)

2 事業内容 (複数ある場合はそれぞれ別個に記すこと)

実施テーマ名

必要性・期待される効果及び目標

事業実施方法 (※事業実施内容を詳細に記載のこと。)

外部委託・委嘱の相手先概要、委託・委嘱内容

実施日程 (開始予定日／完了予定日)

実施予定場所

3 経費配分

	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金 交付申請額	備考
謝金				
旅費				
庁費				
委託費				
合計				

4 評価に関する資料 (※テーマ・事業ごとに作成のこと)

(4) 伝統工芸インバウンド対応促進事業

1 実施主体名称・代表者氏名

(※パンフレット、事業内容説明書等を添付のこと。)

2 事業内容 (複数ある場合はそれぞれ別個に記すこと)

実施テーマ名

必要性・期待される効果及び目標

事業実施方法 (※事業実施内容を詳細に記載のこと。)

外部委託・委嘱の相手先概要、委託・委嘱内容

実施日程 (開始予定日／完了予定日)

実施予定場所

3 経費配分

	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金 交付申請額	備考
謝金				
旅費				
庁費				
委託費				
合計				

4 評価に関する資料 (※テーマ・事業ごとに作成のこと)

付属資料

地場産業等活性化補助金経費配分総括表

	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金 交付申請額	備考
(1) 地域中小企業創造力形成事業				
ア 新商品開発能力育成等事業				
謝 金				
旅 費				
庁 費				
委 託 費				
合 計				
イ 地域人材確保・養成事業費補助事業				
謝 金				
旅 費				
庁 費				
委 託 費				
合 計				
ウ 地場産品展示・普及等支援事業				
謝 金				
旅 費				
庁 費				
委 託 費				
合 計				
(2) 地域資源等活用型起業化等事業				
謝 金				
旅 費				
庁 費				
委 託 費				
合 計				
(3) 大川インテリア産業新事業促進事業				
謝 金				
旅 費				
庁 費				
委 託 費				
合 計				
(4) 伝統工芸インバウンド対応促進事業				
謝 金				
旅 費				
庁 費				
委 託 費				
合 計				
総 計				

申請者住所

申請者氏名

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度福岡県地場産業等活性化補助金については、福岡県補助金交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）第4条及び福岡県地場産業等活性化補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定に基づき、下記のとおり交付します。

年 月 日

福岡県知事 氏 名

記

- 1 補助金の交付対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け第 号をもって交付申請のあった 年度福岡県地場産業等活性化補助金交付申請書（以下「申請書」という。）の記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円
- 3 補助事業に要する経費の配分及び配分された経費に対応する補助金の額の区分は、申請書の記載のとおりとする。
- 4 補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに、実支出額と配分された補助金の額のいずれか低い額の合計額とする。
- 5 上記によるものの他、規則及び要綱に従わなければならない。
- 6 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、要綱の定めるところにより、仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、当該仕入れに係る消費税等相当額を減額することとする。

番 号  
年 月 日

福 岡 県 知 事 殿

申請者住所

申請者氏名

（自署又は記名押印）

〇〇年度福岡県地場産業等活性化補助金に係る  
補助事業の内容（経費の配分）変更承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があった標記の補助事業（の内容、の経費の配分）を下記のとおり変更したいので、福岡県地場産業等活性化補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき下記のとおり承認を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

別 紙

1 事業内容

事業名  
変更前  
変更後

2 経費の配分

	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金 交付申請額	備考
(1) 地域中小企業創造力形成事業				
ア 新商品開発能力育成等事業				
	謝 金			
	旅 費			
	庁 費			
	委 託 費			
	合 計			
イ 地域人材確保・養成事業費補助事業				
	謝 金			
	旅 費			
	庁 費			
	委 託 費			
	合 計			
ウ 地場産品展示・普及等支援事業				
	謝 金			
	旅 費			
	庁 費			
	委 託 費			
	合 計			
(2) 地域資源等活用型起業化等事業				
	謝 金			
	旅 費			
	庁 費			
	委 託 費			
	合 計			

(3) 大川インテリア産業新事業促進事業

謝 金  
旅 費  
庁 費  
委 託 費  
合 計

(4) 伝統工芸インバウンド対応促進事業

謝 金  
旅 費  
庁 費  
委 託 費  
合 計

総 計

(注)

- 1 変更を行おうとする事業区分についてのみ記載すること。
- 2 各区分欄については、申請書の記載事項に準じて記載すること。
- 3 補助事業の内容の変更のうち、補助事業に要する経費の増減の場合は、補助事業の経費の配分の変更の場合に準じてこの表を作成すること。
- 4 補助事業を新たに委託しようとするに伴い、経費の配分の変更を行うときは、上記(1)の表の変更後の欄に委託の内容、委託先を記載した表を作成すること。
- 5 補助事業の内容の変更の場合があつて、経費の配分に変更の生じないときは、この表は作成しなくてよい。

福 岡 県 知 事 殿

申請者住所

申請者氏名

〇〇年度福岡県地場産業等活性化補助金に係る  
補助事業の中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった標記の補助事業  
を下記の理由により中止（廃止）したいので、福岡県地場産業等活性化補助金交付要綱第  
10条の規定に基づき承認を申請します。

記

- 1 中止（廃止）する事業名
- 2 理由
- 3 中止の期間（廃止の時期）

番 号  
年 月 日

福 岡 県 知 事 殿

申請者住所

申請者氏名

〇〇年度福岡県地場産業等活性化補助金に係る補助事業遅延等報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった標記の補助事業に係る事故について、福岡県地場産業等活性化補助金交付要綱第11条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助事業の進捗状況
- 3 同上に要した経費
- 4 事故の内容及び原因
- 5 事故に対する措置
- 6 補助事業の遂行及び完了の予定

- (注) 1 事故の理由を立証する書類を添付すること。  
2 補助事業は、交付決定通知書において補助金の交付の対象となった事業を記入すること。

様式第6号（第12条関係）

番 号  
年 月 日

福 岡 県 知 事 殿

申請者住所

申請者

〇〇年度福岡県地場産業等活性化補助金に係る補助事業遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった標記の補助事業の遂行状況について、福岡県地場産業等活性化補助金交付要綱第12条の規定により別紙のとおり報告します。

(別紙)

遂 行 状 況 報 告 書

年 9 月 3 0 日 現 在

1 補助事業遂行状況

事業名	実施予定時期	実施時期	実施内容の詳細

2 補助対象経費の執行状況

事業名	経費区分	交付決定額	執行済額

3 補助事業の効果

様式第7号（第13条関係）

番 号  
年 月 日

福 岡 県 知 事 殿

申請者住所

申請者

〇〇年度福岡県地場産業等活性化補助金に係る補助事業実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった標記の補助事業を 年 月 日付けで完了（廃止）しましたので、福岡県地場産業等活性化補助金交付要綱第13条の規定により、別紙のとおりその実績を報告します。

（注）実績報告書に次の算式を明記すること。

補助金所要額－仕入れに係る消費税等相当額＝補助金額

(別紙1)

年度福岡県地場産業等活性化補助金支出表

(1) 地域中小企業創造力形成事業

ア 新商品開発能力育成等事業  
補助事業に

補助対象経費 補助金額 備考

要した経費

謝 金  
旅 費  
庁 費  
委 託 費  
合 計

イ 地域人材確保・養成事業  
補助事業に

補助対象経費 補助金額 備考

要した経費

謝 金  
旅 費  
庁 費  
委 託 費  
合 計

ウ 地場産品展示・普及等支援事業  
補助事業に

補助対象経費 補助金額 備考

要した経費

謝 金  
旅 費  
庁 費  
委 託 費  
合 計

(2) 地域資源等活用型起業化等事業

補助事業に

補助対象経費 補助金額 備考

要した経費

謝 金  
旅 費  
庁 費  
委 託 費  
合 計

(3) 大川インテリア産業新事業促進事業

補助事業に

補助対象経費 補助金額 備考

要した経費

謝 金  
旅 費  
庁 費  
委 託 費  
合 計

(4) 伝統工芸インバウンド対応促進事業

補助事業に

補助対象経費 補助金額 備考

要した経費

謝 金  
旅 費  
庁 費  
委 託 費  
合 計

総 計

(別紙2)

補助事業に関する実績報告

(1) 地域中小企業創造力形成事業

ア 新商品開発能力育成等事業

1 実施主体の名称・代表者氏名

2 事業内容

実施テーマ名

事業実施担当者の氏名及び職業

具体的内容

実施場所

実施期間

委嘱した技術者又は専門家の氏名及び職業

3 委託した場合

委託先

委託契約日、委託期間

具体的内容

4 評価に関する資料

イ 地域人材確保・養成事業

1 実施主体の名称・代表者氏名

2 事業内容

実施テーマ名

事業実施担当者の氏名及び職業

具体的内容

実施場所

実施期間

委嘱した技術者又は専門家の氏名及び職業

3 委託した場合

委託先

委託契約日、委託期間

具体的内容

4 評価に関する資料

ウ 地場産品展示・普及等支援事業

1 実施主体の名称・代表者氏名

2 事業内容

実施テーマ名

事業実施担当者の氏名及び職業

具体的内容

実施場所

実施期間

委嘱した技術者又は専門家の氏名及び職業

3 委託した場合

委託先

委託契約日、委託期間

具体的内容

4 評価に関する資料

(2) 地域資源等活用型起業化等事業

1 実施主体の名称・代表者氏名

2 事業内容

実施テーマ名

具体的内容

実施場所

実施期間

委嘱した技術者又は専門家の氏名及び職業

3 委託した場合

委託先

委託契約日、委託期間

具体的内容

4 評価に関する資料

(3) 大川インテリア産業新事業促進事業

1 実施主体の名称・代表者氏名

2 事業内容（複数ある場合はそれぞれ別個に記すこと）

実施テーマ名

事業実施担当者の氏名及び職業

具体的内容

実施期間（開始日／完了日）

実施場所

委嘱した技術者又は専門家の氏名及び職業

3 委託した場合

委託先

委託契約日、委託期間

具体的内容

4 評価に関する資料

(4) 伝統工芸インバウンド対応促進事業

1 実施主体の名称・代表者氏名

2 事業内容（複数ある場合はそれぞれ別個に記すこと）

実施テーマ名

事業実施担当者の氏名及び職業

具体的内容

実施期間（開始日／完了日）

実施場所

委嘱した技術者又は専門家の氏名及び職業

3 委託した場合

委託先

委託契約日、委託期間

具体的内容

4 評価に関する資料

(※注 1 該当する事業についてのみ記載すること。

2 報告書等の成果物がある場合は添付のこと。)

番 号  
年 月 日

福 岡 県 知 事 殿

申請者住所

申請者氏名

〇〇〇年度福岡県地場産業等活性化補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があった  
標記補助金について、福岡県地場産業等活性化補助金交付要綱第15条の規定により下記  
のとおり請求します。

記

金 円也

- 1 交 付 決 定 額
- 2 概算払受領済額
- 3 今 回 請 求 額
- 4 残 額

（上記1から4について、事業費別内訳を別紙として添付すること。）

(別紙)

	概算払 受領済額	交付決定額	今回請求額	備考
(1) 地域中小企業創造力形成事業				
ア 新商品開発能力育成等事業				
イ 地域人材確保・養成事業				
ウ 地場産品展示・普及等支援事業				
(2) 地域資源等活用型起業化等事業				
(3) 大川インテリア産業新事業促進事業				
(4) 伝統工芸インバウンド対応促進事業				

合 計

振込先金融機関名	銀行／金庫	支店
預金種別	普通・当座・通知・別段 (該当するものに○印)	
金融機関に登録した住所〒		
口座名義		

番 号  
年 月 日

福 岡 県 知 事 殿

申請者住所

申請者氏名

〇〇〇年度福岡県地場産業等活性化補助金精算払請求書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があった  
標記補助金について、福岡県地場産業等活性化補助金交付要綱第15条の規定により下記  
のとおり請求します。

記

金 円也

- 1 交 付 決 定 額
- 2 概算払受領済額
- 3 今 回 請 求 額

福 岡 県 知 事 殿

申請者住所

申請者氏名

〇〇〇年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

福岡県地場産業等活性化補助金交付要綱第17条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金額（知事が確定通知書により通知した額）	円
2 補助金の確定時における仕入れに係る消費税等相当額	円
3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額	円
4 補助金返還相当額（3－2）	円

（注）1 別紙として積算の内訳を添付すること。

2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金5パーセント相当額が仕入れに係る消費税等相当額等の対象額ではない。

様式第10号（第18条関係）

取得財産等管理台帳（                      年度）

（単位： 円）

区分 財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	保管場所	備考

- （注） 1. 対象となる取得財産等は、規則第20条の規定による財産、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第18条第2項に定める財産処分制限価格以上の財産とする。
2. 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。ただし、単価が異なる場合には区分して記載のこと。
3. 取得年月日は、検査を行う場合は検収年月日を記載のこと。

福 岡 県 知 事 殿

申請者住所

申請者氏名

取得財産の処分承認申請書

年度福岡県地場産業等活性化補助金により取得した財産を、下記のとおり処分したいので承認をお願いします。

記

- 1 補助事業者名
- 2 取得資産の品目及び取得年月日
- 3 取得価格及び時価
- 4 処分の方法
- 5 処分の理由

番 号  
年 月 日

福 岡 県 知 事 殿

申請者住所

申請者氏名

福岡県地場産業等活性化補助金に係る企業化状況報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があった標記補助事業に関し、 年度の企業化状況について、福岡県地場産業等活性化補助金交付要綱第19条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の実施結果の企業化等の有無

- |                         |   |   |
|-------------------------|---|---|
| (1) 補助事業の実施結果の企業化       | 有 | 無 |
| (2) 産業財産権等の譲渡又は実施権の設定   | 有 | 無 |
| (3) その他の補助事業の実施結果の他への供与 | 有 | 無 |

開発 計画名	補助金 確定額	補助事業に 係る本年度 収益額	控除 額	本年度までの 補助事業に係 る支出額	基準 納付額	前年度までの 補助事業に係 る県への累積 納付額	本年度 納付額
-----------	------------	-----------------------	---------	--------------------------	-----------	-----------------------------------	------------

(注) 企業化等が有の場合記入すること。

(記載注意事項)

- 1 「補助事業に係る本年度収益額」とは、補助事業の実施結果の企業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与による収益全体をいう。
- 2 「控除額」とは、補助事業に係る経費のうち、自己負担によって支出した額の5分の1をいう。
- 3 「本年度までの補助事業に係る支出額」とは、本年度までに補助事業に係る費用として支出された全ての経費をいう。(補助金及び自己負担金)
- 4 「基準納付額」とは、補助事業に係る本年度収益額から「控除額」を差し引いた額に、「補助金確定額」を乗じ「本年度までの補助事業に係る支出額」で除した額をいう。
- 5 「前年度までの補助事業に係る県への累積納付額」とは、前年度までの収益に伴う納付金及び財産処分に伴う納付金の合計額をいう。
- 6 「本年度納付額」とは、基準納付額と累積納付額の合計額が補助金確定額を超えない場合には、基準納付額が本年度納付額となる。また、基準納付額と累積納付額の合計額が補助金確定額を超える場合には、補助金確定額から累積納付額を差し引いた残額が本年度納付額となる。

福 岡 県 知 事 殿

申請者住所

申請者氏名

年度福岡県地場産業等活性化補助金に係る産業財産権等取得等届出書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があった標記補助事業に関し、下記のとおり産業財産権等の取得（譲渡、実施権の設定）をしたので、福岡県地場産業等活性化補助金交付要綱第20条の規定により届け出ます。

記

- 1 種類（番号及び産業財産権等の種類）
- 2 内容
- 3 相手先及び条件（譲渡、実施権設定の場合）
- 4 補助金の名称